

指導部通信

No.2

令和4年 5月19日

丸岡南中学校生徒指導部

安全な登下校を心がけよう

もうすぐ6月、梅雨の季節になります。雨の日は、家の人の車による送迎で登下校をする生徒が増えて、登下校の時間帯に学校周辺を通行する車が多くなります。また、悪天候や合羽の着用で見通しも悪くなります。事故に遭わないよう、十分注意して登下校しましょう。

また、雨の日に限らず、普段から交通ルールやマナーを守り、安全に登下校するために、以下のことを今一度確かめましょう。

自転車は「車のなかま」

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられていて、「車のなかま」です。「車のなかま」ですから、もし、歩行者とぶつかったり接触したりすると、相手に怪我をさせてしまうような事故になり、最悪の場合、死亡事故になるケースも考えられます。

□自転車は車道通行が原則、歩道は、歩行者が最優先

車道と歩道の区別があるところでは、自転車は車道通行が原則です。「普通自転車歩道通行可」を示す道路標識等がある場合や、車道の状況等（交通量が多い、道幅が狭いなど）によっては、車道の通行が危険な場合等は歩道を通ることができますが、歩道を通るときは歩行者優先で、車道寄りの部分を徐行します。ゆっくり通行し、歩行者の通行の妨げになるときは一時停止するようにしましょう。



□自転車は、道路の左側に寄って通行

右側を通行すると、交差点での出会い頭の事故に遭う確率が高まります。また、自動車の運転手は右側から安全確認することが一般的で、左側を通行することで、運転手から認知されやすくなります。道路では、左側に寄って通行しましょう。

交通ルールを守ろう

自転車について、次のようなことが道路交通法で定められています。

□二人乗りおよび並進の禁止

□夜間はライトを点灯

□交差点では信号に従い、一時停止および安全確認

これらのルールは、道路上での安全を守るために定められています。自分の命を守るためにも、自転車に乗るときは交通ルールを守りましょう。



自転車保険への加入が義務化されます

7月1日から「福井県自転車条例」が施行され、自転車保険への加入が義務化されます。保険に加入しているか、家の人に確認しておきましょう。

<保護者の方へ>

自転車保険は、一般的に「自転車保険」として販売されている個人賠償責任保険の他、自動車保険や火災保険等に付帯されている個人賠償責任特約（日常生活賠償特約）で補償対象となっている場合があります。家族が加入している保険や共済の契約内容をご確認ください。

本件担当

丸岡南中学校 藤田・上村

TEL 0776-67-7722